

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
上越市	宅地造成事業	その他造成	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	地方独立行政法 人への移行	
●							

抜本的な改革の取組状況

取組事項	事業廃止															
実施済 ●	(取組の概要及び効果)	(全部と一部の別)	(実施(予定)時期)													
実施予定		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">全部廃止</th> <th style="width: 50%;">一部廃止</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">●</td> <td></td> </tr> </table>	全部廃止	一部廃止	●		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">平成</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>	平成			26	3	31	年	月	日
全部廃止	一部廃止															
●																
平成																
26	3	31														
年	月	日														
検討中		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>① 診療所化・介護施設化</th> </tr> <tr> <td>●</td> </tr> <tr> <th>② 簡易水道事業の飲料水供給施設化</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <th>③ 事業目的の完了(造成地等の売却等の完了)による廃止</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <th>④ 民営化・民間譲渡による廃止</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <th>⑤ 広域化による廃止</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <th>⑥ その他</th> </tr> <tr> <td>●</td> </tr> </table>	① 診療所化・介護施設化	●	② 簡易水道事業の飲料水供給施設化		③ 事業目的の完了(造成地等の売却等の完了)による廃止		④ 民営化・民間譲渡による廃止		⑤ 広域化による廃止		⑥ その他	●		
① 診療所化・介護施設化																
●																
② 簡易水道事業の飲料水供給施設化																
③ 事業目的の完了(造成地等の売却等の完了)による廃止																
④ 民営化・民間譲渡による廃止																
⑤ 広域化による廃止																
⑥ その他																
●																
	(取組の概要)	(検討状況・課題)														

造成した住宅団地の未売却区画の管理、売却に向けた運営など

- ① 診療所化・介護施設化
- ② 簡易水道事業の飲料水供給施設化
- ③ 事業目的の完了(造成地等の売却等の完了)による廃止
- ④ 民営化・民間譲渡による廃止
- ⑤ 広域化による廃止
- ⑥ その他